

公立大学法人前橋工科大学受託研究取扱規程

平成25年4月1日制定

公立大学法人前橋工科大学規程第126号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人前橋工科大学（以下「法人」という。）において実施する受託研究に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「受託研究」とは、法人が民間等外部の機関からの委託を受けて業務として行う研究で、これに要する経費等を当該業務の委託をした者（以下「委託者」という。）が負担するものをいう。

(受入基準)

第3条 受託研究は、法人の教育研究上有意義で、かつ、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められるものでなければならない。

(受入条件)

第4条 受託研究の受入れに当たっては、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできないこと。
- (2) 受託研究の結果、知的財産権（特許権、著作権、商標権、実用新案権、意匠権その他これらに準ずる権利及びこれらの権利を受ける権利をいう。）が生じた場合、委託者にこれらが無償で使用させ、又は譲渡することはできないこと。
- (3) 受託研究に要する経費（以下「受託研究費」という。）により取得した設備等は、法人に帰属すること。
- (4) 委託者は、受託研究費を原則として当該研究の開始前に納付すること。
- (5) 納付された受託研究費は、返還しないものとする。ただし、やむを得ない事由により当該受託研究を中止したときは、受託研究費のうち不要となった額の範囲内において、その全部又は一部を返還することができること。
- (6) やむを得ない事由により、受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、法人はその責を負わないこと。

2 前項各号に規定する条件については、委託者が国、地方公共団体その他これらに準ずる機関である場合には、双方協議の上、これを付さないことができる。

(申込み)

第5条 受託研究の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、受託研究申込書を理事長に提出するものとする。

(受入れの決定)

第6条 受託研究の受入れの決定は、理事長が行う。

2 理事長は、前条の規定による受託研究申込書の提出があったときは、当該受託研究を担当することが可能な法人の教員を指名し、当該教員に申込者と調整の上、受託研究計画書を提出させるものとする。

(受入れの通知)

第7条 理事長は、前条の規定により受託研究の受入れを決定した場合は、受託研究受入決定通知書により申込者に通知する。

2 前条第2項の規定により理事長から指名を受けた教員は、前項の規定により、理事長が受託研究の受入れを決定したときは、当該受託研究の研究代表者となるものとする。

(契約の締結)

第8条 理事長は、前条の規定により受託研究の受入れを決定したときは、次に掲げる事項を記載した受託研究契約書により、申込者と契約を締結するものとする。

- (1) 受託研究の名称
- (2) 受託研究費の額及び納付の時期
- (3) 受託研究の期間
- (4) 知的財産権の取扱い
- (5) 受託研究の成果の公表
- (6) 秘密の保持
- (7) その他受託研究に必要な事項

(契約の解除又は契約内容の変更等)

第9条 研究代表者は、受託研究契約を解除し、又は変更する必要があるときは、直ちに理事長にその旨を報告しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により研究代表者から報告を受けたときは、当該受託研究に係る契約の解除又は変更の適否について、委託者と協議するものとし、当該協議の結果に基づき、契約を解除し、又は変更するものとする。

(受託研究費)

第10条 受託研究費の額は、謝金、旅費、研究支援者（当該受託研究の遂行を支援するために法人に雇用される者をいう。）の人件費、設備備品費、消耗品費その他当該受託研究の遂行に直接必要な経費（以下「直接経費」という。）及び当該受託研究の遂行に関連して必要な直接経費以外の管理経費（以下「間接経費」という。）を合算した額とする。

2 前項に規定する間接経費は、直接経費の30パーセントに相当する額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、間接経費を減額し、又は負担させないことができる。

- (1) 委託者が、国、地方公共団体その他これらに準ずる機関であるとき。
- (2) 受託研究に対する社会的要請が強く、その成果が公益の増進に著しく寄与するものと理事長が認めるもの

(受託研究費の経理)

第11条 受託研究費は、歳入歳出予算を通して法人が経理するものとする。

2 受託研究費の経理については、公立大学法人前橋工科大学会計規程（平成25年規程第80号）その他関係規程等の定めるところによる。

(完了の報告等)

第12条 研究代表者は、理事長が受託研究契約書に定める受託研究の期間内に第3項に規定する受託研究完了報告書を提出できるよう、受託研究を完了させなければならない。

2 研究代表者は、受託研究を完了したときは、受託研究完了報告書を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前項に規定する報告を受けたときは、委託者に対し、受託研究完了報告書により、その研究の成果を報告しなければならない。

(研究成果の公表)

第13条 受託研究による研究成果は、公表するものとする。ただし、公表の時期及び方法については、理事長と委託者との間で協議するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第14条 受託研究における知的財産権の取扱いは、公立大学法人前橋工科大学職務発明等規程（平成25年度規程第114号）及び第8条の規定による受託研究契約書の定めによるものとする。

(秘密の保持)

第15条 理事長及び委託者は、双方より提供若しくは開示を受け、又は知り得た情報について、あらかじめ協議の上、非公開とする旨、第8条に規定する受託研究契約書において定めることができる。

(受入れの特例)

第16条 委託者が、国、地方公共団体その他これらに準ずる機関である場合には、この規程の定めにかかわらず、当該機関等の定める規程等に基づき受託研究を受け入れることができるものとする。

(書類の様式)

第17条 次に掲げる書類の様式は、別に定める。

- (1) 受託研究申込書
- (2) 受託研究計画書
- (3) 受託研究受入決定通知書

- (4) 受託研究契約書
- (5) 受託研究完了報告書（第12条第2項関係）
- (6) 受託研究完了報告書（第12条第3項関係）
- （その他）

第18条 この規程に定めるもののほか、受託研究の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月7日規程第20号）

この規程は、平成30年8月10日から施行する。